# 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 （平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

#### 第一条（趣旨）

民間事業者等が、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（定義）

この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第三条（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

法第三条第一項の主務省令で定める保存は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十一条第二項並びに第二十一条第五項及び第七項（第二十七条において準用する場合を含む。）並びに特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第六条の規定に基づく書面の保存とする。

#### 第四条（電磁的記録による保存）

民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

* 一  
  作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
* 二  
  書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

##### ２

民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

#### 第五条（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

法第四条第一項の主務省令で定める作成は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十一条第二項及び第二十一条第七項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の作成とする。

#### 第六条（電磁的記録による作成）

民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

#### 第七条（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十一条第六項第一号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の縦覧等とする。

#### 第八条（電磁的記録による縦覧等）

民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

#### 第九条（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十一条第六項第二号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の交付等とする。

#### 第十条（電磁的記録による交付等）

民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

* 一  
  電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
* 二  
  磁気ディスク等をもって調整するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

##### ２

前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

#### 第十一条（電磁的方法による承諾）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により交付等の相手方に示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
* 二  
  ファイルへの記録の方式

# 附　則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。